

変電設備等点検特記仕様書

1. 件名 量子科学技術研究開発機構（千葉地区）QST 病院他高压受変電設備等点検・整備

2. 目的

本作業は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）千葉地区QST病院他に設置されている受変電設備及び非常用自家発電設備の外観点検、絶縁抵抗測定及び保護継電器特性試験等の定期点検を、電気工作物保安規程第15条に基づいて実施し、当該電気設備の正常な機能維持と電力の安定供給を図ることを目的とする。

なお、本仕様書は当該業務を受注者に実施させることについて定めたものであり、受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 納期

令和8年5月15日（金）

4. 作業実施場所

千葉市稲毛区穴川4-9-1

量研 千葉地区

QST病院 地下1階電気室、発電機室

重粒子治療推進棟 地下1階発電機室

新治療研究棟 屋上

研修棟 屋上

環境放射線影響研究棟 屋外設備機器スペース

5. 作業内容

5-1 作業日時

(1) QST病院

令和8年3月28日（土）8:00 ～ 18:00

(2) 総合試験

令和8年3月28日（土）9:30 ～ 9:40

(3) 仮設電源供給

点検時はQST病院へ仮設電源による供給を行う。

QST病院 令和8年3月28日（土）8:00 ～ 17:00

詳細は別紙【総合試験及び高压電気設備法定点検タイムスケジュール】を参照のこと。悪天候等により点検作業に支障がでる場合については量研監督職員と協議の上、その決定に従うこと。その他停電を伴わない点検については、量研監督職員との協議により決定すること。

5-2 対象設備、点検・整備内容（交換部品含む）

詳細は、別表-1、別表-2のとおりとする。

5-3 総合試験

日程は「5-1（2）総合試験」のとおりとする。

実際の停電を模倣し、特高変電所の「O-1」遮断器を開放した際、研修棟発電機（70kVA）、環境放射線影響研究棟（80kVA）、新治療研究棟発電機（1000kVA）、病院発電機（750kVA）、重粒子治療推進棟発電機（250kVA）がシーケンスの通り動作するかを確認し、発電機の自動起動、送電状況、商用電源復帰後の自動停止の確認及び、停止するまでの時間を記録すること。

動作試験方法

(1) 操作盤全自動にて商用電源 OFF (1 R 5 2)

(2) 操作盤全自動にて商用電源 ON (1 R 5 2)

(3) 各フィーダー送電タイム確認（千葉地区全棟断続停電）

6. 必要な能力・資格

6-1 現場責任者

受注者は、本契約業務を履行するに当たり、受注者を代表して現場責任者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する量研との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

6-2 必要な能力・資格

次に掲げる全ての基準を満たす者を現場責任者として当該点検に配置すること。

- (1) 平成22年度以降に、受電電圧6kV、3900kVA以上の受変電設備の点検・整備を施工した実績があること。
- (2) 平成22年度以降に、3相3線200V（動力）50kVA以上の発電機による仮設電源作業を施工した実績があること。
- (3) 第3種電気主任技術者以上の資格を有すること。
- (4) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、直接的な雇用関係とは、受注者と配置予定現場責任者との間に第三者の介入する余地のない、雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは受注者から入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。

また、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないと承認された場合以外は現場責任者の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず現場責任者を変更する場合は、上記（1）から（3）に掲げる基準を満たす者を量研監督職員の承認を得たうえで配置しなければならない。

雇用関係の証明は、原則、在籍証明書（様式1）（氏名、現所属先、雇用形態、雇用期間を含み、個人情報不要）を使用すること。但し、自社で在籍証明書を所有する場合は、上記の条件を満たしていることを確認し、不要箇所を黒塗りにしたうえで使用してもよい。在籍証明書を提出する場合は、保険証等の個人情報を含む書類の提出は行わず、必要以上の個人情報を含む書類を提出しないこと。

7. 提出書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 作業工程表 | 1 部 |
| (2) 作業要領書 | 1 部 |
| (3) 業務計画書（緊急連絡先含む） | 1 部 |
| (4) 現場体制表 | 1 部 |
| (5) 点検報告書 | 2 部 |
| (6) 完了届 | 1 部 |

(1) ～ (4) は作業2週間前までに提出すること。

(5) は測定データ及び、点検写真を含むこと。また、劣化不良箇所等の発見時は具体的内容を明記すること。点検報告書は上記の紙媒体2部に加え、オンラインストレージ等の電子媒体（DVD、CD-R、USB等不可）に保存して提出すること。

8. 検査条件

- (1) 作業種別ごとに量研監督職員が立ち会い、目視による検査を行う。
- (2) 上記（1）の合格、「7. 提出書類」の確認並びに量研監督職員が仕様書の定める作業が実施されたと認めた時をもって検査合格とする。

9. 支給品及び貸与品

9-1 支給品

なし

9-2 貸与品

仮設電源供給用ケーブル等

10. 添付資料

- (1) 別紙【総合試験及び高圧電気設備法定点検 タイムスケジュール】
- (2) 別図【電気図面関係】
- (3) 別図【仮設電源図】

11. 適用法規・規程等

本作業の実施に当たっては、次に掲げる関係法令、量研内規程等を遵守すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気事業法
- (3) 電気設備技術基準
- (4) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区 電気工作物保安規程

12. 特記事項

- (1) 操作手順については事前に量研監督職員と調整の上、決定とすること。
- (2) 作業が土日祝日の場合は、休日作業届けを事前に量研監督職員に提出すること。
- (3) 作業に必要な消耗品（インシュロック、ウエス、テープ、洗浄液、接着剤、養生等）は、受注者にて準備負担すること。
- (4) 機器、材料の搬出入に際し、量研設備に支障を与えないこと。
- (5) 業務中は常に身分を証明できるものを携帯すること。
- (6) 点検作業により、不良または劣化箇所を発見した場合は早急に量研監督職員に連絡し、その状況について報告を現地にて行うこと。
- (7) 点検作業に起因する損傷（ネジ山潰れ等含む）により設備に欠陥を生じた場合は、受注者が無償にて修理・復旧（タップ含む）または良品と交換するものとする。
- (8) 各受変電設備の停止及び復旧作業は、電源の上流、下流側で点検受注者が異なることから、量研監督職員及び別発注の点検業者と密に協議し、量研監督職員立ち会いの下、受注者が行うこととする。
- (9) 電源投入時は盤内に作業員や接地器具等が取り残されていないことを確認し、安全が確保された後に送電すること。また、業務場所には関係者以外の者が立ち入ることがないように区画ロープ、標識等による安全対策をすること。
- (10) 仮設対応は建屋設備関係者と調整の上、1次側及び2次側（フリーザ等機器類）の仮設対応（養生含む）も行うこと。仮設電源が各分電盤及び、負荷機器に供給されるように配線敷設、DT切替操作、コンセントプラグの差し替え等を行うこと。なお、仮設電源供給中に異常等が生じた場合は原因究明を行い、早急に復旧させること。（分電盤、延長ケーブル類は貸与とするが、事前に数量調査及び、外観確認、絶縁測定等を行い、異常が見られる場合は量研監督職員に連絡し、必要な処置を施すこと。なお、保管場所での引き渡しとする。）
- (11) 悪天候等により量研監督職員との協議により順延となった場合の費用は受注者負担とすること。
- (12) 受注者は、現場責任者を定め量研監督職員と連絡のうえ作業すること。なお、現場責任者は作業開始及び終了時には必ず量研監督職員へ連絡すること。
また、その日の作業についての点検内容報告書及び作業員名簿を作業終了後、必ず量研監督職員に毎回提出すること。
- (13) 配置予定の現場責任者は、量研千葉地区における他受変電設備等点検・整備に関する案件と兼任することができる。
- (14) 非常用自家発電設備の点検報告書に、消防法第17条3の3に基づく「消防用設備等点検結果報告書」を添付すること。
- (15) 非常用発電設備やメーカー機器等の精密点検については、メーカー判断として点検表はメーカーによる判定基準に準じて行い、点検報告書を提出すること。
- (16) 自家発電設備点検日は量研監督職員が別途指示する日程（土日祝日含む）として調整を行うこと。
- (17) 点検後1年以内に通常運転中、機器について当点検に起因する不調が発生した場合は、遅滞なく対応すること。
- (18) 当機構敷地内は全面禁煙のため、車内も含め敷地内では喫煙しないこと。
- (19) 交換部品については事前に調査を行い、互換性のあることを確認すること。また、交換作業に伴う停電が必要な場合は別紙「総合試験及び高圧電気設備法定点検タイムスケジュール」に従うこととし、それ以外の停電は原則認められない。なお、これら交換に関する

- 一切の費用は受注者負担とすること。
- (20) オンラインストレージ等の電子媒体の提出に関しては量研監督職員により指定した場所に保管すること。
- (21) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を量研の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供してはならない。ただし、あらかじめ書面により量研の承認を受けた場合はこの限りではない。
13. 契約不適合責任
契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。
14. グリーン購入法の推進
(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
(2) 本仕様書に定める提出書類については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。
15. 協議
本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議の上、その決定に従うものとする。

部課（室）名	安全管理部	建設工務課
監督職員氏名	原田 朋彦	佐藤 亮輔
	菅原 莞介	